

武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対応臨時支援金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価、人件費等の高騰の影響を強く受けている福祉サービス提供事業所等の負担の軽減を図ることにより、市民が安心して福祉サービスを楽しみ、生活を継続できるよう、当該事業所等に対し福祉サービス提供事業所等物価高騰対応臨時支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 次に掲げる施設をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項から第5項まで、第7項から第10項まで、第15項から第18項まで、第20項、第23項（通所に関するものに限る。）、第24項、第27項及び第28項に規定するサービスを提供する施設

イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する施設

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項から第22項までに規定するサービスを提供する施設

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項から第6項までに規定するサービスを提供する施設

オ 武蔵野市障害者（児）ショートステイ事業運営費補助金交付要綱（平成11年4月1日施行）第1条に規定するショートステイのサービスを提供する施設

カ 武蔵野市地域生活支援事業に関する規則（平成20年9月武蔵野市規則第61号）第5章、第9章及び第13章の規定に基づくサービスを提供する施設

(2) 事業所種別 次に掲げる種別をいう。

ア 入所系事業所 事業所のうち、施設に入所又は宿泊する者に対してサービスを提供する施設

イ 通所系事業所 事業所のうち、居宅から施設に通う者に対してサービスを提供する施設

ウ 訪問系事業所 事業所のうち、居宅に事業者が訪問することにより、サービスを提供する施設

(3) 利用者 前号に掲げる種別の施設における各サービスの提供を受けた者をいう。

(4) 定員数 支援金の支給を受ける年度において、事業所が東京都等から指定を受けた定員数をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「対象事業所」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 武蔵野市の区域内で事業を営んでいる事業所であること。

(2) 国、他の地方公共団体等から当該支援金と同種の支給等を受け、又はその申請をしていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の支給対象としない。

(1) 事業を営むにあたり、法令の規定に違反していると認められる者

(2) 第7条第1項又は第2項の規定による申請の時点で事業を廃止している者

(3) 国及び地方公共団体が運営する施設

(4) 武蔵野市から指定管理者の指定を受けている者が管理する施設

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織（以下「暴力団等」という。）の利益になる営業を営む者

(支給対象経費)

第4条 支援金の支給対象となる経費は、対象事業所が負担する次に掲げる経費とする。

(1) 利用者が使用する消耗品費

(2) 福祉サービスの提供に係る人件費

(3) その他市長が必要と認める経費

(支援金の支給額等)

第5条 対象事業所に支給する支援金の額は、別表の左欄に掲げる事業所種別の区分に応じ、同表の中欄に掲げる単価に同表の右欄に掲げる単位の数及び事業を営み利用者にサービスを提供した月数を乗じて得た額を限度とし、予算の範囲内で市長が必要と定める額とする。

2 対象事業所が2以上の事業所種別に該当するときは、それぞれの事業所種別に応じた支援金を申請できるものとする。

3 通所系事業所及び訪問系事業所の事業所種別において、同一の建物内で同一の事業所種別に区分されるサービスを複数提供している場合（事業所

番号が同一でないものを含む。）、１のサービスを提供している事業所とみなすものとする。ただし、介護保険法第８条第２４項に規定する居宅介護支援に該当するサービスについては、この限りでない。

（対象期間等）

第６条 支援金の支給対象期間は、支給を受ける年度の４月１日から翌年の３月３１日までとする。

２ 前項に規定する期間中に事業の廃止、休止等を行った対象事業所については、サービスを提供した月数分の支援金を支給する。

（支援金の支給申請）

第７条 支援金の支給を受けようとする対象事業所（以下「申請者」という。）は、武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対応臨時支援金支給申請書兼請求書（第１号様式）、申請内訳明細書（第１号様式別記）及び誓約書兼振込依頼書（第２号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、支援金の支給を受ける年度の１月末日までに市長に申請しなければならない。

２ 前項の規定にかかわらず、対象事業所が社会福祉法人である場合には、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和４９年９月武蔵野市条例第３４号）第２条に規定する社会福祉法人助成申請書及び書類に、市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

３ 前２項の規定にかかわらず、申請者は、前２項に規定する申請書等に代えて、当該申請書等に記載すべき事項の入力及び添付書類を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）の提出により、市指定の電子申請を用いて市長に申請することができるものとする。

（支援金の支給決定等）

第８条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対応臨時支援金支給決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

２ 市長は、申請者に対し支援金を支給しないことを決定した場合は、武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対応臨時支援金不支給決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

３ 市長は、支援金の支給の決定にあたり、当該支援金の支給の目的を達成するために対象事業者に対し必要な条件を付するものとする。

（支援金の支給）

第９条 市長は、前条第１項の規定による支給の決定（以下「支給決定」と

いう。)を行ったときは、申請者に対し、支援金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 支給決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) 支給決定を受けた者（法人その他の団体にあつては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当することが判明したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(支援金の返還等)

第11条 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対応臨時支援金支給決定取消通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(検査及び報告)

第12条 市長は、支援金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

2 申請者は、前項の規定による求めがあつたときは、これに応じなければならない。

3 支援金の支給を受けた申請者は、当該年度の事業を完了した後1か月以内に、武蔵野市福祉サービス提供事業所等物価高騰対応臨時支援金支給事業実績報告書（第6号様式）により事業実績等を市長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

事業所種別	単価	単位
入所系事業所	2,000円	定員数

通所系事業所	40,000円	施設数
訪問系事業所	20,000円	施設数